

ふじのくにカーボンクレジット創出ガイドブック作成等業務委託仕様書（案）

1 業務の目的

静岡県では、「ふじのくにエネルギー総合戦略」に基づき、2050年カーボンニュートラル社会の実現と、環境と経済の好循環の形成を目標としており、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用等による二酸化炭素排出削減量を国がクレジットとして認証し、企業等での流通を促進する「J-クレジット」制度の活用を推進している。

J-クレジットについては、省エネ機器の導入によるクレジット創出が進む一方で、再生可能エネルギーの利用による創出が遅れている。また、「J-クレジット」創出のメリットやノウハウについての認知度がまだまだ低く、中小企業・団体等に向け普及啓発を進めることが課題となっている。

そこで、公募により選定した事業者（以下「受託事業者」という。）が、クレジット創出の事例や創出方法、創出のメリット等を広報するガイドブックを作成し、J-クレジット創出の候補となる企業や経済団体等を対象としてセミナーを開催することで、静岡県内での「J-クレジット」創出の促進を図ることを目的とする。

2 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月10日（月）までとする。

3 業務内容

（1）ふじのくにカーボンクレジット創出ガイドブックの作成

ア 受託事業者は、中小企業・団体等がJ-クレジットの創出に興味を持ち、実際にJ-クレジット創出の取組に向けて検討し、着手する際に活用することができるガイドブックを作成すること。

イ ガイドブックの内容については、次のものを含むこととし、県と協議した上で決定すること。

① J-クレジット制度の概要

- ・カーボンクレジットの意義、創出することで生まれるメリットを含むこと。

② 実際の県内の創出事例の紹介

- ・クレジットの創出方法（方法論）として、再エネ分野、省エネ分野、森林分野、農業分野の4分野それぞれで1事例ずつ以上紹介すること。
- ・1分野で複数紹介する場合は、異なる業種を紹介する等、幅広い企業等の参考になるものとする。
- ・プログラム型プロジェクト登録による事例を1事例以上含むこと。

③ J-クレジットの創出方法の解説

- ・再エネ分野、省エネ分野、森林分野、農業分野の4分野ごとに、本県の産業特性を踏まえ、取り組める可能性の高い典型的なパターンを想定した上で、創出方法を示すこと。
- ・1分野の中で、さらに細かく区分することや、その他の分野（廃棄物等）について方法を示すことも可とする。
- ・中小企業等が自ら創出できるよう、具体的なノウハウ、メリット等を盛り込ん

だわかりやすいものとする。

④事業規模が小さい中小企業等がクレジットのプログラム登録をするために必要となるプログラム型プロジェクト登録についての解説

⑤ J-クレジット創出までの手続き（プロセス）

⑥ J-クレジット創出に要する費用

⑦クレジットの価値を高めるストーリー性を持った創出及び活用の事例

- ・カーボンクレジットの地産地消による環境保全、地域貢献の企業の事例
- ・創出場所、創出過程に着目したカーボンクレジットの付加価値を高める事例
- ・カーボンクレジットでオフセットされた製品、サービスの事例

ウ ガイドブックの納品は電子データによるものとする。

エ ガイドブックの納品期限は令和7年3月10日（月）とする。

（2）ふじのくにカーボンクレジット創出セミナーの開催

ア 受託事業者は、（1）のガイドブックを元に、県内のJ-クレジット創出に取り組む企業等及びJ-クレジット創出の支援者となる経済団体、金融機関等を対象として、セミナーを開催すること。

イ 受託事業者は、対象となる業種や地域等を考慮した上で、最低3回セミナーを開催すること（注：回数、想定する対象を提案すること。）。

ウ セミナーの実施内容については、事前に県と協議した上で決定すること。

エ セミナー資料、議事録については受託事業者が調整すること。

オ セミナーの実施結果を報告書の形で取りまとめること。

（3）業務実施スケジュールの作成

ア 受託事業者は、委託契約締結後、速やかに業務実施スケジュール表を作成すること。

イ 業務実施スケジュールにおいては、ガイドブック完成期日及びセミナー開催時期を明示すること。

4 成果品の提出

（1）提出物

ア 実績報告書

イ ガイドブック

ウ セミナーに係る実施報告書、資料、議事録

エ その他関連資料

（2）提出媒体及び提出部数等

ア 紙媒体での提出

- ・（1）に掲げる提出物 各1部

イ 電子媒体での提出

- ・（1）イに掲げるガイドブック

なお、電子データはPDF（正規版及び配布用にデータ量を圧縮した版）及びWORD等編集が可能な形式での提出とする。

（3）提出場所

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課

（4）提出期限

令和7年3月10日（月）

5 その他の留意事項

- (1) 業務の実施体制の構築及び統括責任者等の選任
 - ア 契約締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。
 - イ 業務の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本業務又は類似の事業に従事した経験があり、業務管理に関する責任者を充てること。
- (2) 業務実施に伴うリスクについて、受託事業者の責に帰すべき事由により発生するリスクについては、受託事業者が責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。
- (3) 本業務に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに県に報告すること。
- (4) 県から業務の進捗状況等について問い合わせがあった場合は、報告すること。
- (5) 受託事業者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。
- (6) 受託事業者は、本業務に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、業務実施期間中及び業務完了後を問わず、第三者に漏洩してはならない。

ただし、県に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においては、この限りではない。
- (7) 本業務により制作された成果物の著作権は全て県に帰属するものとする。
- (8) 講師等の謝金及び旅費並びに会場及び備品等の費用については、受託者の負担とする。
- (9) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や、業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事由等が発生した場合は、県と協議した上で業務を進めること。